

市民まちづくり推進部・上田地域自治センター

令和元年度 重点目標

- 1 地域内分権の確立に向けた地域主体の自治の推進
- 2 参加と協働によるまちづくりの推進
- 3 移住・定住・交流によるまちづくりの推進
- 4 多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進
- 5 地域の特性・特色を活かした取組や活動への支援
- 6 人権を尊重し男女が等しく参画する地域社会形成への意識の醸成
- 7 マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付による利便性の向上

重点目標	地域内分権の確立に向けた地域主体の自治の推進			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	1位
総合計画における 位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進			まち・ひと・しごと創生総合 戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け	(3) 市民満足度を向上させる、人・組織の改革 力 地域内分権による地域の自治の推進			上田再構築プラン「7 つの挑戦」における位 置付け			
現況・ 課題	<p>市民協働による新たな住民自治の創出を目指し、新市発足以降、市の重要施策として取り組んでいる「地域内分権の確立」については、最終工程と位置付ける第4ステージにおいて、地域住民が主体となってまちづくりを進める「住民自治組織」の設立や運営支援に努めるとともに、その活動に対する市の支援策として地域担当職員の配置及び地域予算（交付金制度）の構築に向けた取組を進めています。</p> <p>「住民自治組織」について、まずは住民代表と市職員で構成する設立準備会組織として「地域経営会議」を地域協議会単位で設立いただき、住民自治組織設立に向けた協議や今後のまちづくりの検討を行っていただくこととしました。平成31年4月現在で中央地域を除く8地域に「西部」、「神科」、「豊殿」、「城下」、「川辺泉田」、「塩田」、「川西」、「丸子」、「真田」、「武石」の10つの住民自治組織が設立されています。各組織においては、役員の選定や組織運営の定着化のための活動、各地域での活動の指針となる「地域まちづくり計画」の策定などが進められており、先行する組織においては、まちづくり計画に基づいた活動が本格化してきています。中央地域においては、平成29年12月に地域経営会議が設立され、枠組みについて協議の結果、神川地区が単独での設立を承認され、平成31年度の早い時期での住民自治組織設立を目指しています。残る中央4地区（南部、中央、北部、東部地区）では、引き続き住民自治組織の枠組みについての協議が進められています。</p> <p>今後は、市内全域で地域内分権の足並みが揃えられるよう取り組むとともに、地域内分権の進捗に合わせ、市の支援策も更に整えていく必要があります。</p>						
目的・ 効果	自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる住民自治システム（住民自治組織）の仕組みを構築することにより、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元気なまちを創り上げることで「健（康）幸（福）都市」の実現を目指します。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	<p>○住民自治組織の設立促進と組織運営、活動の支援</p> <p>(1) 中央地域の中央4地区で住民自治組織設立に向けた協議を促進します。</p> <p>(2) 中央地域の神川地区では、平成31年度の早い時期での住民自治組織設立と設立後の運営支援に努めます。</p> <p>(3) 設立済みの組織に対しては、人的、財政的支援を行い活動の本格化を進めます。</p>	年度末まで	<p>(1) 中央地域の中央4地区では、枠組み協議に取組みます。</p> <p>(2) 中央地域の神川地区では、平成31年度の早い時期での組織設立を支援します。</p> <p>(3) 組織の運営、活動に対して、人的、財政的支援を行います。</p>	<p>(1) 中央地域の中央4地区では枠組み等の協議を2回実施しました。</p> <p>(2) 中央地域の神川地区では令和元年6月16日に「神川まちづくり委員会」が設立されました。</p> <p>(3) 設立済みの9地域11組織の活動に対する人的支援として、地域振興政策幹及び地域担当職員と連携し、各組織の運営への支援を実施、また、財政的支援として交付金を交付するとともに交付金の活用事例紹介と情報交換を中心とした全体会議を1回実施しました。</p>	<p>(1) 中央地域まちづくり検討会にて枠組み等の協議を6回実施、中央4地区の地区連毎の説明会を6回実施しました。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 設立済みの9地域11組織の活動に対する人的支援として、地域振興政策幹及び地域担当職員と連携し、各組織の運営への支援を実施、また、財政的支援として交付金を交付するとともに交付金の活用事例紹介と情報交換を中心とした全体会議を1回実施、コロナウイルス感染拡大防止のため2回目の全体会を全11組織への個別巡回に変更して実施しました。</p>		
②	<p>○地域担当職員、協働推進員の機能向上</p> <p>地域担当職員、協働推進員が市民及び地域コミュニティとの協働の場において円滑に機能するよう、役割の再確認など機能の向上を目的とした研修等を実施します。</p>	年度末まで	<p>・地域担当職員向けに情報共有会議などの研修を2回以上実施します。</p> <p>・協働推進員向けに研修や講演会などを2回以上実施します。</p>	<p>・地域担当職員の研修も兼ねた住民自治組織全体会（交付金活用事例紹介・情報交換会）を1回実施しました。</p> <p>・協働推進員研修を1回実施しました。</p>	<p>・地域担当職員の研修（各組織の活動状況・新交付金制度の検討など）を2回実施しました。</p> <p>・協働推進員研修を2回実施しました。</p>		
③	<p>○地域予算の確立</p> <p>住民自治組織への新たな交付金制度を確立します。</p>	年度末まで	住民自治組織の位置づけの再構築と新たな交付金制度を確立し平成32年度から交付します。	<p>・新たな交付金の制度設計に向け、自治会への交付金・補助金などについて、関係課と交付金化できるメニューの調査及びメニュー化に向けた個別協議を始めました。</p>	<p>・新たな交付金制度を構築し、令和2年度から交付が開始できるように当初予算に計上するとともに、要綱等の例規を整備しました。</p>		
④	<p>○地域協議会の今後のあり方の検討</p> <p>全市的な住民自治組織の設立を見据え、市の附属機関である「地域協議会」のあり方を検討します。</p>	年度末まで	広く市民の意見を聴きながら、地域協議会の役割を整備します。	<p>・各地域協議会の事務局職員等から地域の実情を聴き取った上で地域協議会の見直し案を作成し、9月にすべての地域協議会へ見直し案について説明するとともに、意見聴取を実施しました。</p>	<p>・第7期（H30・R1）地域協議会では、方向性を見出せなかったため、引き続き8期（R2・R3）において見直しを検討します。</p>		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 新市建設計画及び合併協定書に基づき決定された取組である。			○取組による効果・残された課題 既存の一般財源による自治会等を対象とした交付金・補助金の住民自治組織交付金へのメニュー化について、引き続き関係課と協議を進める。			

重点目標	参加と協働によるまちづくりの推進			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	2位
総合計画における 位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第1節 参加と協働による自治の推進			まち・ひと・しごと創生総合 戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け	(1)住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革 オ 市民と行政との情報共有化の推進 (3)市民満足度を向上させる、人・組織の改革 力 地域内分権による地域の自治の推進			上田再構築プラン「7 つの挑戦」における位 置付け			
現況・ 課題	上田市の自治の基本原則を定める「自治基本条例」については、施行から5年目にあたる平成27年度に、上田市自治基本条例検証委員会において検証を行い、条例の改正を行いました。条例検証委員会からの提言（条例の改正、逐条解説の見直し、条例の運用にかかる提言）を踏まえ、改正条例に対する職員の理解を深めるほか、市民に対しても様々な機会を捉え、自治基本条例の理念の浸透に努める必要があります。また、この条例に掲げる「参加と協働」の理念を具体化していくため、平成26年度に策定した「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、必要な環境づくりに取り組むとともに、まちづくりの担い手として位置づける地域コミュニティの支援や、地域リーダーの育成に取り組む必要があります。						
目的・ 効果	上田市自治基本条例について、検証委員会からの提言や「協働のまちづくり指針」を基に、市民参加と協働推進の環境づくり、地域コミュニティの活動支援、さらに地域リーダーの育成に取り組むことによって、自治基本条例を実効性あるものにしていきます。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○自治基本条例の基本理念「参加と協働」の具体化 (1)基本理念を浸透・周知するために職員研修を実施する。また、協働推進員による周知及び意識共有の向上も合わせて図る。 (2)自治基本条例の見直しに向けた作業 (3)「協働のまちづくり指針」の改訂	年度末まで	(1)職員や市民への周知を図る研修会を開催する。協働推進員による周知を通じて各課所への基本理念の浸透を図ります。 (2)平成32年度の自治基本条例の見直しに向けた作業を実施します。 (3)庁内検討委員会での検討、パブリックコメントなどの意見聴取を実施し改訂を行います。	(1)基本理念を浸透・周知するための研修会の開催に向け準備中です。 (2)来年度の自治基本条例の見直しに向け準備中です。 (3)協働のまちづくり指針の改訂に向け、庁内検討委員会を実施し、見直しに着手しました。	(1)協働推進員を対象に地域協働推進研修会を（R2.1.9）に実施しました。職員を含め住民自治組織、地域協議会委員、自治会長を対象にまちづくり講演会を（R2.1.31）開催しました。 (2)前回（H27）の検証委員会の提言を参考に、見直し方針の検討を行いました。 (3)協働のまちづくり指針（案）に基づいて、パブリックコメントを実施し、市民意見の結果を反映して指針を策定しました。		
②	○地域リーダーの育成 (1)住民自治組織の担い手育成を目的とした地域づくり人材育成講座を実施します。	年度末まで	(1)住民自治組織への意見聴取により、今年度のテーマを選定し8月頃から講座を開講します。	(1)11月開講に向け受託業者である長野大学と準備中です。	(1)長野大学と連携し住民自治組織の防災部会担当者を中心に地域担当職員も参加して、「地域防災」をテーマとした講座を実施しました。（講座を5回、延べ129人参加）		
③	○市から依頼する委員、事業の見直し (1)自治会の更なる負担軽減を図るため、委員の削減などに向け協議を行います。 (2)定期送達を月1回に変更します。	年度末まで	(1)各種委員、事業について協働推進員を通じて関係各課と協議を行います。 (2)定期送達の月1回化へ向けた調整を行います。	(1)自治会長へ出席を依頼する会議等の調査を実施しました。自治会運営を担う人材確保のため、自治会への加入促進リーフレットを改訂し、市民課及び各地域自治センターの転入手続き者へ配布しました。また「自治会への加入促進に関する協定」に基づき、不動産関係団体においても配布を依頼しました。 (2)定期送達の見直し基準を設けて、各課へ配布予定文書の調査を実施しました。	(1)委員の選出区分の変更（自治会→地区連単位）や自治会長が出席する会議の削減について担当課と協議中です。 (2)定期送達の月1回化に向けて、担当課や関係機関へのヒアリングを実施し、配布物の削減を行いました。令和2年4月から定期送達を月1回とすることを自治会へ周知しました。		
④	○新たな補助制度の確立 (1)わがまち魅力アップ応援事業の新規募集終了 (2)地域振興のための補助制度を確立	年度末まで	(1)募集要項や広報等で平成31年度をもって新規募集を終了することを周知します。 (2)長野県地域発元気づくり支援金との整合性を図りながら、地域振興のための新たな補助制度を確立します。	(1)募集要項や広報等で本年度をもって新規募集を終了することを周知しました。 (2)わがまち魅力アップ応援事業の検証、元気づくり支援金との役割分担を考慮した新たな補助制度を検討中です。	(1)同左 (2)市民活動団体の主体的なまちづくり活動を引き続き支援するため、「活力あるまちづくり支援金」を創設しました。		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			
				地域づくり人材育成講座は、住民自治組織のリーダー育成の機会として定着化してきた。今後は、市内の市民活動団体やNPO法人の参加についても検討し、連携、協働が生まれる機会とする研究が必要である。			

重点目標	移住・定住・交流によるまちづくりの推進			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	3位
総合計画における 位置付け	第6編 文化・交流・連携 第2章 交流・連携、移住・定住促進による活力ある都市づくり 第1節 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり			まち・ひと・しごと創生総合 戦略における位置付け	戦略2 結婚・子育てしたい戦略 施策体系 ①結婚につながる出会いの応援 戦略3 訪れたい・住みたいうえだ戦略 施策体系 ②移住相談、受入体制のワンストップ化促進 ③移住、二地域居住を促進する施策の推進		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け	(1) 住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革 ア 移住・定住・交流人口を増やす体制の確立 (2) 支える財政基盤の改革 ア 歳入の確保			上田再構築プラン「7 つの挑戦」における位 置付け	3 働く喜びにあふれ、産業がいきいき発展するまちづくり 7 交流の推進、文化・芸術の再興、未来へ伝えるまちづくり		
現況・ 課題	①人口減少問題や都市部に集中する生産年齢人口への効果的な対策として、移住・定住事業が全国の地方都市で展開されており、上田市の魅力を他地域の情報に埋もれることなく、仕事や住まいなど、移住に関する情報を積極的に発信する必要がある。また、近年増加傾向にある空き家の有効活用を通して移住定住促進による地域の活性化を図る必要がある。 ②人口減少、少子高齢化は、生涯未婚率の増加や出生数の減少が要因の一つであることから、27年度に設立した「上田市結婚支援ネットワーク実行委員会」を中心に、独身者には結婚を意識させた人生設計の重要性を理解させる必要がある。また、誰もが住みやすい環境のまちづくりに向け、同世代及び世代を超えた市民の交流の推進を図る必要がある。 ③寄附金制度を活用した財源確保手法として、ふるさと寄附が全国で激化しており、制度の趣旨に沿った地域資源の活用と地域の活性化を図る必要がある。						
目的・ 効果	①関係各課に点在する移住定住推進施策の情報の集約と、空き家バンク制度の登録物件を充実させ、積極的なPR活動を展開することで、移住者と定住者の増加、空き家の減少を目指す。 ②結婚に対する意識の醸成、親世代や結婚相談員向けのセミナーを開催し、結婚を応援する。市民交流の推進を図ることで地域力の維持・発展を目指す。 ③自ら財源を確保し、施策の実現と地域経済の再生を果たし上田市ファンの獲得を図る。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○移住・定住の推進 (1) 移住セミナーへの参加、移住相談会の開催 (2) 移住体験ツアーの実施 (3) 空き家の利活用の推進	(1) 4月～3月 (2) 4月～3月 (3) 4月～3月	(1) 24回以上参加開催 (2) 2回以上実施 (3) 物件及び利用者登録100件	(1) 6回参加・8回開催、計14回、下半期14回参加・開催予定 (相談件数：83件、移住者数：30人) (平成27年度からの移住者数：281人) (2) 下半期に3回実施予定 (10月5-6日、12月21-22日、2月8-9日) (3) 物件登録10件、利用者登録64件、計74件（新規登録） (成約件数11件)（平成27年度からの成約件数：89件）	(1) 12回参加・13回開催□ (相談件数：148件、移住者数：67人) □ (平成27年度からの移住者数：318人) □ (2) 4回実施（参加者：20組、47人）□ (3) 物件登録22件、利用者登録118件、計140件□ 成約件数：17件□ (平成27年度からの成約件数：95件) □		
②	○縁づくり及び市民交流の推進 (1) 結婚につながる縁づくりの推進 (2) 同世代、異世代、移住者等の交流促進	(1) 4月～3月 (2) 4月～3月	(1) 婚活セミナー等4回以上 (2) 現状の把握と交流の具体化	(1) 親向けセミナー1回開催（9月7日：参加者25人） 独身男性向けセミナー1回開催（9月28日：参加者7人） 下半期に独身者向けセミナー等を計7回開催予定 相談員向けセミナーを1回開催予定 (2) 各課へ照会し現状を把握中。 交流事業計画案を今後各地域で説明予定	(1) 親向けセミナー1回開催（9月7日：参加者25人） 独身者向けセミナー等8回開催（参加者：133人） 相談員向けセミナー1回開催（2月16日：参加者16人） (2) 移住者交流会1回開催（1月19日：参加者17組、32人） 同世代、異世代の交流促進は、各課へ照会し現状把握 西部地区担当者と交流の具体化について協議		
③	○ふるさと納税制度の推進 (1) 魅力ある返礼品等情報の発信	(1) 4月～3月	(1) 寄附返礼品の充実及び Webへ情報掲載	(1) 返礼品21品の増、全369品をポータルサイトに掲載 新たにポータルサイト一つの追加を検討中 (寄附件数：2,939件、寄附額：52,078,695円)	(1) 返礼品58品の増、全406品をポータルサイトに掲載 新たにポータルサイト一つを追加（10月9日開設） 東日本台風災害支援寄附を受け付け（10月14日） (寄附件数：3,960件、寄附額：52,479,692円) 別所線応援プロジェクトGコースを追加（12月13日） (寄附件数：1,034件、寄附額：38,460,962円) 寄附総件数：19,414件、寄附総額：365,607,510円		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 縁づくり及び市民交流の推進では、これまでの取組みや参加者アンケートを参考に実施。			○取組による効果・残された課題 同世代、異世代の交流推進では、市民が参加したいと思えるような内容を検討する必要がある。			

重点目標	多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	4位
総合計画における位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり (2) 支える財政基盤の改革 エ 受益と負担のあり方の見直し		上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け			
現況・課題	上田市の外国籍市民数は、平成31年1月1日現在で4,111人で、県内で最も多い自治体です。現在、外国籍市民は増加および定住化傾向であり、子育て教育、健康、住居、就労等生活者としてさまざまな課題が生じていて、高齢化問題も徐々に出てきています。また入管法の改正により、今後さらに多くの外国籍市民が増えることが予想されます。こうした外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に長くとどまるようになる外国籍の子どもたちは、日本人と共に将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取り組みが必要です。					
目的・効果	少子高齢化・人口減少の進行により、将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なものとなっています。また、日本に定住する外国籍の子どもたちが、次世代の担い手として日本社会において自ら未来を切り開いていける力を養う必要があります（平成30年5月1日現在外国人児童生徒の小中学校在籍数144人）。さらに、同じまちに住む住民として日本人と外国人がお互いを理解しながら、共に生きるまちづくりを進めることによって、双方にとって住みやすく、安心・安全な「まち」がつけられていきます。					
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
<p>① 「上田市多文化共生推進協会」を核とした多文化共生事業の推進</p> <p>(1) 多文化共生事業を推進するAMU（市民、地域グループ、団体、企業、行政等で構成・連携）の運営を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人の参画を促します。</p> <p>(2) 「AMU」の広報・周知を進めます。</p> <p>(3) 今年度は「AMU」設立10周年にあたるため、記念行事を実施し組織活動の充実を図ります。</p>	通年	<p>(1) 次の企画運営の場を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会（年1回）、理事会（年3回程度） ・専門部会（交流・学習部会） ・実行委員会（必要に応じて発足） ・会員交流会（年1回） <p>(2) 公民館・自治会・大学や他組織等と共催・連携して事業を活性化するとともに、AMUの広報・周知を進めていきます。</p> <p>(3) 記念誌の発行及び記念式典の実施を支援します。</p>	<p>(1) 次の企画・運営の場を設けました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会を5月に開催しました。 ・理事会を8月に1回開催しました。 ・専門部会（交流、学習）を6月～9月に開催しました。 ・10月27日開催のうえだ多文化交流フェスタの第1回実行委員会を9月に結成しました。 <p>(2) 県国際化協会と「教育・進学ガイダンス」を7月に行いました。9月に自治会連合会役員会において、活動紹介や提案を行いました。</p> <p>(3) 記念事業推進委員会を組織し、内容等を検討しました。</p>		<p>(1) 次の企画・運営の場を設けました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会1回、理事会2回、開催しました。 ・専門部会（交流、学習）を11回開催しました。 ・10月開催の「うえだ多文化交流フェスタ」実行委員会を9月～10月に2回開催しました。 ・会員交流会を9月と12月に2回開催しました。 <p>(2) 県国際化協会との「教育・進学ガイダンス」や、学校教育課との「外国籍の子ども支援者懇談会」等他課他組織と連携した事業を実施し、「AMU」の広報も行いました。また、3自治会の人権同和教育懇談会へ講師を派遣しました。</p> <p>(3) 2月にAMU創立10周年記念式典を70人の参加により開催するとともに、活動内容に資料を加えた新パンフレットを作成しました。</p>	
<p>② 多文化共生のまちづくりの市民理解の浸透と自立支援の促進</p> <p>(1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関するフォーラム等を開催します。</p> <p>(2) 外国籍市民へ交流の場づくりや災害時の行動における基礎的な知識を伝えていく等さまざまな支援を進めます。</p> <p>(3) 外国籍市民の自立と社会参加を促すため、交流会や講座を開催します。</p>	通年	<p>(1) 多文化共生のまちづくりに対する市民の理解が深まり、参加・協力が得られるよう、多文化交流フェスタやフォーラム等を開催します（フェスタ、フォーラム、講演会各1回）。</p> <p>(2) 社会参加を促す交流会、外国籍市民を講師とした講座、及び防災講座等を実施します（交流会、講座各3回程度予定）。</p>	<p>(1) 多文化交流フェスタを10月27日に、異文化理解講演会を11月9日に開催するための準備を進めています。</p> <p>(2) 外国籍市民を講師とした料理講座を8月に1回実施しました。</p>		<p>(1) フェスタを10月に開催し400人の参加があり、異文化理解講演会を11月に開催し77人の参加がありました。</p> <p>(2) 交流会は全2回で、9月に会員対象の野外交流会を道と川の駅で開催し77人の参加があり、12月に会員とフェスタ参加者との交流会を開催し87人の参加がありました。講座は、外国籍市民を講師とした「料理講座」を1回開催しました。</p>	
<p>③ 日本語教室への支援と次世代(子ども)育成の充実</p> <p>(1) 大人向けの日本語習得を支援している日本語教室の運営を支援します。</p> <p>(2) 外国籍の子ども学習支援者懇談会により、当支援者の横の繋がりをつくと共に、情報交換によるスキルアップを目指します。</p> <p>(3) 外国籍の子どもが自ら未来を切り開いていけるよう学習サポートを学校や地域で行います。</p>	通年	<p>(1) 日本語ネットワークと連携し、大人の外国籍市民への日本語学習支援を充実していきます。</p> <p>(2) 外国籍の子ども学習支援者懇談会を、教育委員会と連携して2回実施します。</p> <p>(3) 外国籍の子どもへの学習支援として、支援ボランティアを小中学校等へ派遣し、教育・進学ガイダンスを開催します。また、7月以降に県が設置予定の「新しい学びの場」の実質的な運営を行います。</p>	<p>(1) 日本語ネットワーク加入の各日本語教室へ訪問し、現状と課題を把握しました。</p> <p>(2) 教育委員会と「外国籍子ども学習支援者懇談会」を8月に実施しました。</p> <p>(3) 日本語や学習を支援するために、神川小学校、東小学校、北小学校、第一中学校、神川小児童クラブへ市民ボランティアを5人派遣しました。また、教育・進学ガイダンスを県国際化協会と連携して7月に市民プラザゆうで実施しました。10月から平日夕方に開催する日本語教室の準備を進めています。</p>		<p>(1) 日本語ネットワーク加入の各日本語教室間の情報共有等を目的として、ネットワーク会議を3月に計画しましたが、コロナウィルス感染拡大予防のため延期しました。</p> <p>(2) 教育委員会と「外国籍子ども学習支援者懇談会」を、8月と2月の2回開催し、のべ33人の参加がありました。</p> <p>(3) 10月～2月にかけて16回の「みんなの初級日本語教室（新しい学びの場）」を実施運営し、のべ195人の参加がありました。また、5つの小中学校等に学習ボランティアを派遣しました。</p>	

④	○外国籍市民への情報提供と相談窓口の継続 多言語で対応可能な職員を配置し、さまざまな相談に応じるとともに、多言語で情報発信を行います。	通年	(1) 多言語の広報紙を毎月発行し、ハローワークや会社等へ発送します。 (2) 外国人総合相談窓口で各種相談に対応し、相談内容に応じて他専門部署と連携していきます。 (3) バイリンガル相談員は相談員研修会等に参加し、一層のスキルアップの向上を図ります。	(1) ポルトガル語と中国語で毎月広報紙をハローワークや会社等64カ所へ配布しました。 (2) 多言語で対応可能な職員を窓口配置して、住民登録関係等の総合相談を実施しました。必要に応じて他部署と連携し通訳同行による支援を行いました。 (3) 東京出入国在留管理局の職員による研修会を実施し、窓口相談における不明点について明らかにしました。	(1) ポルトガル語と中国語で広報紙を作成し、毎月小中学校や会社等63箇所、529部、配布しました。 (2) 多言語で対応可能な職員を窓口配置して、手続きや悩みごと等の総合相談を実施しました。必要に応じて他部署と連携し、生活支援や問題解決の一助を担いました。 (3) 出入国在留管理庁や県主催の外国人住民相談員研修会に参加し、総合相談におけるスキルアップを図りました。
⑤	○外国人集住都市会議にて国等への要望の実施 外国人集住都市会議参加の13都市が連携し、自治体単独では解決できない法律や制度上の課題について、国等への要望を検討します。 特に本年度は入管法改正後初めての開催となる会議の座長都市として、首長会議を今まで以上に充実させるよう努めます。	通年	(1) ブロック会議（年7回程度）のテーマについて協議します。 (2) 全体会（年2回程度）に参加します。 (3) 座長都市として主体的に国への要望を検討します。	(1) (2) (3) ブロック会議4回と全体会1回に参加し、12月26日に開催する外国人集住都市会議（首長会議）の内容について、座長都市として主体的に発言し会員都市と国への要望事項を検討しました。 5月には関係省庁を訪問し、会議への協力依頼や情報交換を行いました。	(1) (2) ブロック会議を5回と全体会1回に出席し、主に首長会議内容を座長都市として主体的に協議しました。 (3) 12月に上田市で開催された首長会議では、座長都市としてその運営を担いました。380人が参加し、「日本語教育について」各都市や省庁の状況発表や議論が行われ、日本語教育体制の充実について国へ提言しました。
○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題		
特記事項	(1) 外国籍市民が自立し、かつ自ら積極的に社会参加できるような企画を持ち込まれる方や、外国籍と日本籍の間に立って活動したい市民が多いことから、上田市多文化共生推進協会を中心に、地域の諸団体とも連携しながら、その市民と共に創り上げて行く講座やイベント等を開催します。また、この活動のさらなる広報・周知に努めます。 (2) 外国籍の子どもへの生活や学習支援を行っている市民が、その支援方法における悩みを抱えていることから、教育委員会等関係部署と連携しながら、横の繋がりをつくり、情報交換ができる体制を整えます。		(1) 設立10周年を迎えた上田市多文化共生推進協会を中心に、各種各機関・団体と連携して多文化共生事業を進めてきました。新しい会員の声や古くからの会員の思いを大切にして、会員自らが今まで以上に積極的に事業に携われるような仕組み作りが必要です。 (2) 教育委員会と連携しながら、外国籍の子どもへの生活や学習支援者との懇談会を実施し、情報交換を行って悩み等を共有することができました。今後は、参加された支援者の要望を取り入れながら、教育委員会と共に解決に向けた施策を展開していく必要があります。		

重点目標	地域の特性・特色を活かした取組や活動への支援			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	5位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進			まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け				上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け			
現況・課題	各地域では、第二次上田市総合計画に位置付けられた「地域特性と発展の方向性」の実現に向けた地域課題の解決や新たな価値を創造する活動など、自治会や振興会、市民活動団体等による主体的な取組が展開されています。住民自治による「地域の個性や特色を生かした魅力ある地域づくり」を進めるためには、地域コミュニティの活性化や団体間の連携（ネットワーク化）を一層推進し、住民が主体となって自ら「決定」し「実行」する機能を有した組織づくりを進める必要があります。						
目的・効果	市民と行政が地域課題や目的意識を共有し、役割と責任を担い合いながら連携、協力することで、自治基本条例に掲げる参加と協働を具現化し、地域のことは地域で考え、行動する地域づくりを推進することにより、地域内分権確立に向けた機運の醸成を図ります。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり計画に基づき、神科・豊殿それぞれの住民自治組織が取り組む事業運営への支援 ○地域おこし協力隊による地域活動への支援 ○地域協議会の運営 ○自治会連合会への支援（豊殿地域自治センター） 	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ○神科・豊殿の住民自治組織の円滑な事業運営への支援 ○地域おこし協力隊事業や、わがまち魅力アップ応援事業により、地域振興・活性化活動を支援 ○神科・豊殿地域協議会の円滑な運営 ○神科・豊殿地域の自治会連合会への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○神科まちづくり委員会で役員会2回、5部会延べ15回の開催を支援、豊殿まちづくり協議会で役員会4回、4部会延べ15回の開催を支援しました。 ○棚田の振興に取り組む協力隊員の活動を支援し、わがまち魅力アップ応援事業（新規5件、継続10件）について、地域の主体的取り組みを支援しました。 ○地域協議会を3回開催し、会議日程の調整、事前の会議内容の告知と資料送付など、円滑な運営を支援しました。 ○自治会要望の取りまとめの支援をし、自治会連合会の会議に出席して連携を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○神科まちづくり委員会で役員会6回、5部会延べ30回の開催を支援、豊殿まちづくり協議会で役員会10回、4部会延べ40回の開催を支援しました。 ○棚田の振興に取り組む協力隊員の活動を支援し、わがまち魅力アップ応援事業（新規5件、継続10件）について、地域の主体的取り組みを支援しました。 ○地域協議会を8回開催し、会議日程の調整、事前の会議内容の告知と資料送付など、円滑な運営を支援しました。 ○自治会要望の取りまとめ、行政懇談会の支援をし、自治会連合会の定例会議に出席して連携を図りました。 		
②	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織「塩田まちづくり協議会」の活動への支援 ○地域おこし協力隊等により地域住民が主体的に取り組む活動への支援 ○地域協議会の運営支援 ○自治会連合会の活動支援 ○全照明のLED化による電力使用量の削減（塩田地域自治センター） 	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会や関係団体等が連携した住民自治組織の定着化に向けた支援 ○地域おこし協力隊事業やわがまち魅力アップ応援事業による地域活動への支援 ○地域協議会事務局として円滑な運営支援 ○地区自治連の要望取りまとめや連携に協力 ○電力使用量削減目標（LED化後の4半期分） ▲6,000kwh 	<ul style="list-style-type: none"> ○塩田まちづくり協議会の活動について、役員会3回、6部会延べ26回の会議の開催を支援しました。 ○地域おこし協力隊による地域活動の支援し、わがまち魅力アップ応援事業（新規3件、継続6件）について、地域の主体的取り組みを支援しました。 ○地域協議会を3回開催し、会議日程の調整、事前の会議内容の告知と資料送付など、円滑な運営を支援しました。 ○自治会連合会の総会や行政懇談会の要望取りまとめについて支援しました。 ○LED化は再検討中です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○塩田まちづくり協議会の活動について、役員会10回、各部会61回の会議開催を支援しました。 ○地域おこし協力隊事業については、塩田産農産物を使った商品開発の取組みに対して支援しました。わがまち魅力アップ応援事業9件（新規3件、継続6件）により、住民の主体的な取り組みを支援しました。 ○地域協議会については、8回の会議の開催を支援しました。 ○自治会連合会については、総会や行政懇談会の要望取りまとめについて支援しました。 ○LED化は大規模な施設改修に合わせて実施することとなり、今回は実施しませんでした。 		
③	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織（川西まちづくり委員会）の活動への支援 ○わがまち魅力アップ応援事業等により地域住民が主体的に取り組む活動への支援 ○地区自治会連合会の要望活動の支援 ○地域協議会の運営の支援（川西地域自治センター） 	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織の円滑な活動実施への支援 ○わがまち魅力アップ応援事業や地域おこし協力隊事業による地域活動への支援 ○地区自治会連合会の要望活動の取りまとめと支援 ○地域協議会の適正な運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○川西まちづくり委員会の活動について、事業の実施に向けた運営委員会1回、6部会の延べ20回の会議の開催を支援しました。 ○わがまち魅力アップ応援事業（継続4件）により、住民の主体的な取り組みを支援するとともに、地域おこし協力隊員により、地域の活動団体を支援するとともに、フェイスブックにより地域の新たな魅力発信に努めています。 ○地区自治会連合会では要望事項（26項目）の取りまとめなど運営を支援しました。 ○地域協議会を2回開催し、会議日程の調整、事前の会議内容の告知と資料送付など、円滑な運営を支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川西まちづくり委員会の活動について、事業の実施に向けた運営委員会3回、6部会の延べ34回の会議の開催を支援しました。 ○わがまち魅力アップ応援事業（継続4件）により、住民の主体的な取り組みを支援するとともに、地域おこし協力隊員により、地域の活動団体を支援するとともに、フェイスブック、地域カレンダーにより地域の新たな魅力発信に努めました。 ○地区自治会連合会では要望事項（26項目）の取りまとめなど運営を支援しました。 ○地域協議会を5回開催し、会議日程の調整、事前の会議内容の告知と資料送付など、円滑な運営を支援しました。 		
④							
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

重点目標	人権を尊重し男女が等しく参画する地域社会形成への意識の醸成			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	6位
総合計画における 位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第1節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第2節 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現			まち・ひと・しごと創生総合 戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け				上田再構築プラン「7 つの挑戦」における位 置付け			
現況・ 課題	上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策を総合的に進めていく必要があります。特に児童虐待、いじめ、DV、インターネットによる人権問題のほか新たに発生する人権問題への対応などが求められています。男女共同参画の推進では、施策の基本的事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「第3次上田市男女共同参画計画（H29～H33）」に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要があります。世界の恒久平和は、国民共通の願いです。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会を次世代に引き継いでいくことは私たちの責務であります。						
目的・ 効果	人権尊重の都市宣言をもつ上田市にとって、市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することは最も必要なことであります。そのためにも「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に基づき、各種施策を進める必要があります。「人権尊重」の意識が市民にとってより身近なものとなるよう啓発、相談及び支援体制を整え、差別のない明るいまちづくりを目指します。本年度は「第3次上田市男女共同参画計画」（平成29年度から33年度）の2年目となります。計画しているさまざまな分野での取組により、女性と男性が互いに人権を尊重し合い、それぞれの能力を発揮できる社会の実現を目指します。市では「争いのない世界を願う 非核平和都市」宣言を行っており、平和に関する取組を推進することにより、恒久平和の実現を目指します。						
取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○人権等に関する相談・支援体制の整備・充実 (1)人権擁護委員による人権相談 上田・丸子・真田・武石各地域での特設相談 法務局での常設相談（法務局連携） 子ども心配ごと相談、女性の悩みごと相談 (2)同和問題に関する相談 隣保館や市民団体による人権相談	(1) 通年 (2) 通年	(1) ・特設相談：上田・丸子 各月1回、 真田年2回、武石年4回 ・常設相談：毎週月・水・金曜日 (2) ・隣保館での相談窓口開設 ・市民団体と連携した相談体制	(1)人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜日（法務局）、上田・丸子（各月1回）、真田（1回）、武石（2回）で実施したほか、人権擁護委員 の日特設相談、子ども心配ごと相談（1回）、女性の悩みごと相談（1回）を実施しました。 (2)解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において実施しました。		(1)人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜日（法務局）、上田（月1回）、丸子地区（11回）、真田地区（2回）、武石地区（4回）で実施したほか、人権擁護委員の日特設相談（1回）、子ども心配ごと相談（1回）、女性の悩みごと相談（2回）、人権週間特設相談（1回）を実施しました。 (2)解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において相談を実施しました。	
②	○男女共同参画啓発事業の推進 (1)市民との協働による男女共同参画意識の啓発及び出前講座の実施 (2)市民フェスティバルの開催 (3)各地域の女性団体合同事業・研修会への参加 (4)講演会、講座の開催 (5)男女共同参画推進事業者表彰の実施	(1) 通年 (2) 市民フェスティバル 7月 (3) 通年 (4) 通年 (5) 3月	(1)出前講座や男女共同参画コミュニ ケーター等による啓発推進 (2)市民フェスティバル開催 (3)女性団体の研修会等 1回以上 (4)主催講演会・講座 各2回以上 (5)事業者表彰 2団体以上	(1)男女共同参画週間に合わせて、ポスター等の掲示をし、啓発をしました。 (2)市民フェスティバル（事業者表彰発表・講演会）を7月6日に開催し、250人が参加しました。 (3)上小東御地域女性団体連絡協議会通常総会（1回）、女性団体研修会（4回）を開催しました。 (4)主催講演会（2回）、講座（1回）を開催しました。 (5)男女共同参画推進事業者表彰広報うた9/16号にて募集記事を掲載しました。		(1)男女共同参画週間に合わせて、ポスター等の掲示をし、啓発をしました。 (2)市民フェスティバル（事業者表彰発表・講演会）を7月6日に開催し、250人が参加しました。 (3)上小東御地域女性団体連絡協議会通常総会（1回）、女性団体研修会（7回）を開催しました。 (4)講演会（3回）、講座（3回）を開催しました。 (5)男女共同参画推進事業者表彰（下紺屋町自治会。女と男うた市民の会パソコン同好会）を3月に実施しました。 (6)出前講座を1回実施しました。	
③	○平和啓発事業の実施、推進 (1)原爆パネル展の実施 (2)継続的な啓発事業の検討	(1) 通年 (2) 通年	(1)原爆パネル展の開催 9か所 (2)平和祈念事業の開催	(1)原爆パネルの展示（中央、西部、城南、上野が丘、塩田、川西の6公民館と丸子、真田の2地域自治センター、武石温泉うつくしの湯、アリオ上田店）を行いました。 (2)上田市平和祈念事業（8/10）の開催と原爆死没者の慰霊・平和祈念の黙とうの周知、また、「平和大行進」（7/4）及び「反核平和の火リレー」（8/2）への支援を行いました。		(1)原爆パネルの展示（中央、西部、城南、上野が丘、塩田、川西の6公民館と丸子、真田の2地域自治センター、武石温泉うつくしの湯、アリオ上田店）を行いました。 (2)上田市平和祈念事業（8/10）の開催と原爆死没者の慰霊・平和祈念の黙とうの周知、また、「平和大行進」（7/4）及び「反核平和の火リレー」（8/2）への支援を行いました。	
④	○市民プラザ・ゆう事業の推進 (1)主催講座として資格取得支援講座などの開催 (2)“女性相談員によるなんでも相談”開催 毎週火曜・木曜日等に実施	(1) 通年 (2) 通年	(1)資格取得支援などの講座を開催し、女性労働者の教養及び能力の向上と福祉の増進を図ります。 (2)女性相談員による相談事業を週2回、弁護士相談を偶数月1回、奇数月2回行い問題解決の一助とします。 市民プラザ・ゆう主催講座14講座	(1)資格取得準備・知識教養講座など7講座を実施しました。 (2)女性相談員によるなんでも相談を毎週火曜日、木曜日に、女性弁護士による法律相談を奇数月は第2・第4木曜日、偶数月は第4木曜日に実施しました。		(1)資格取得準備・知識教養講座など13講座を実施しました。 (2)女性相談員によるなんでも相談を毎週火曜日、木曜日に、女性弁護士による法律相談を奇数月は第2・第4木曜日、偶数月は第4木曜日に実施しました。	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			
				・男女共同参画については、事業者表彰等継続をして取り組んでいくことにより、効果がでてくる。男女共同参画の意識が低い年代等に焦点を絞っての啓発などの取組が必要である。 ・原爆パネル展もマンネリ化してきているため、展示物や場所の検討が必要である。平和祈念事業については、若者をどう取り込めるかが課題である。			

重点目標	マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付による利便性の向上			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	7位
総合計画における位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実			まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1)住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革 エ 業務の効率化・窓口サービスの利便向上			上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け			
現況・課題	上田市のマイナンバーカード交付枚数は、総務省発表：平成30年12月1日現在で17,355枚で交付率は10.9%です。（参考交付率 国：12.2%、長野県：9.9%、県19市中3位、県下市町村中10位）マイナンバーカードは国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、平成27年10月5日から制度発足し市民に取得を促していますが、取得状況が爆発的に増加する状況ではありません。このため、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写しや印鑑登録証明書の交付数も順調に増加はしていますが、依然として窓口交付数が全体の証明書発行数の9割を占めています。						
目的・効果	マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付は、市民の方が市役所閉庁日や交付可能時間が窓口と比較して長時間の取得が可能である等、利便性も高く、市民課窓口の混雑や交付処理時間の削減に有用です。交付実績は、平成28年度のコンビニエンスストアでの証明書比率：住民票0.8%、印鑑登録証明書：1.4%、合計1.1%、平成29年度は住民票2.6%、印鑑登録証明書：4.8%、合計3.5%、平成30年度（2月末現在）住民票3.6%、印鑑登録証明書：5.4%、合計4.3%です。※コンビニエンスストア事業者への委託手数料について、平成29年度から8円減額されている。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○マイナンバーカード交付率の向上を図る。 (1)毎月1回の予約制休日交付を実施し、交付率向上を図る。	年度末まで	交付率12.2% (H30.12.1現在の全国平均) 毎月第三日曜日の午後、市民課において交付（予約制）	(1)毎月最終日曜日に予約制休日交付を実施しました。 (6月からは申請窓口も併設) 交付枚数率11.8%(7月1日現在)	(1)毎月最終日曜日に予約制休日交付を実施しました。 (6月からは申請窓口も併設) 交付枚数率13.0%(3月1日現在)		
②	○マイナンバーカード取得促進のため、大型商業施設や病院等における「マイナンバーカード取得推進キャンペーン」を実施し、申請機会の拡充を図る。上田地域のみならず、他地域についても実施を検討する。	年度末まで	各会場にて各1回実施 6月：イオン会場 11月：アリオ会場 2月：未定（医療機関の予定）	○6月15日（土）イオン上田店にてマイナンバーカード出張申請受付を実施しました。（87名申請） ○11月30日（土）アリオ上田店において実施を予定しています。	◆大型商業施設及び公共施設にて出張申請受付を実施しました。（市民を対象）【合計 388名申請】 ○6月15日（土）イオン上田店（87名申請） ○11月30日（土）アリオ上田店（140名申請） ○2月1日（土）丸子図書館（37名申請） ○2月18日（火）から3月12日（木）までのうち11日間 確定申告会場（サントミュージゼ）（計124名申請） ◆企業等にて一括申請受付を実施しました。（職員・従業員を対象）【合計 154名申請 うち上田市民 122名】 ○2月4日（火）上田警察署（84名申請 うち市民62名） ○2月6日（木）川西小学校（17名申請 うち市民14名） ○2月13日（木）上田地域広域連合消防本部（17名） ○3月18日（水）イオン上田店（36名申請 うち市民29名）		
③	○タブレット端末を活用し、証明書等発行時におけるマイナンバーカードの利便性の周知を図る。	5月中旬	市民課窓口においてタブレット端末による証明書取得等の疑似体験を実施（2週間）	○市民課窓口においてタブレット端末による証明書取得の実証実験を行いました。 (9/25～10/4の2週間、参加者34人)	○市民課窓口においてタブレット端末による証明書取得の実証実験を行いました。 (9/25～10/4の2週間、参加者34人)		
④							
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 国は、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目標として閣議決定しており、これに基づいて「マイナンバー交付円滑化計画」を各自治体が定めることとなりました。 この計画に沿って、マイナンバーカード取得促進のため、様々な場面での申請機会を設けました（予約制休日交付の実施日に申請窓口を併設、確定申告会場での出張申請受付、勤務先での一括申請受付の実施）。 また、申請受付時に本人確認等を済ませることで、交付時には再度来庁することなく、本人限定受取郵便により交付を行う申請時来庁方式を導入し、市民の負担軽減を図りました。			○取組による効果・残された課題 目標交付率12.2%に対し、3月1日現在で13.0%と達成することができましたが、他の市町村も交付円滑化計画に基づいて交付率を伸ばしており、他市と比較して上田市の交付率の推移は鈍化しています。このため、来年度以降は更なる取得促進を図る必要があります。			